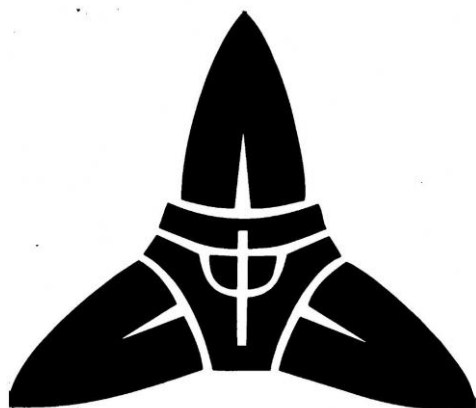


学校いじめ防止基本方針

～わたしたちはいじめをしない、させない、見逃さない～



令和8年4月

高島市立今津中学校

目 次

I いじめ対策の基本的な考え方	1
1 はじめに	
2 いじめの防止等の対策に関する基本理念	
3 いじめの定義(「いじめ防止対策推進法」第二条 より)	
4 いじめの認知	
5 いじめの解消2要件	
II 学校における施策	3
1 学校の基本的施策	
2 学校の取組(別添1)	
3 いじめの防止等の対策のための組織(別添2)	
4 行動計画および年間計画(別添3)	
5 重大な事態への対処	
6 学校いじめ防止基本方針の点検と見直し	
(別添1) 学校の取組	4
1 学校の取組	
(1) 教職員が一丸となって取り組む学校づくり	
(2) いじめの防止と早期発見	
(3) いじめが疑われる事案への対処	
(4) いじめの解消に向けた取組	
(5) 職員研修の充実	
2 家庭との連携	
(1) 保護者と学校が一体となった学校づくり	
(2) いじめへの対応	
(3) 保護者会活動の促進	
3 地域との連携	
(1) 学校運営協議会との連携	
(2) 地域への働きかけ	
(別添2) いじめの防止等の対策のための組織	8
(別添3) 令和8年度行動計画および年間計画	9

I いじめ対策の基本的な考え方

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「学校いじめ防止基本方針」は、生徒の尊厳を保持するため、学校・地域・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、国及び滋賀県、そして高島市のいじめ防止基本方針を参酌し、本校における「学校いじめ防止基本方針」を定めるものである。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

3 いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」より）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、被害生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。（平成30年3月改定）

4 いじめの認知

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒、塾や習い事、スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。また、外見的にはけんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、いじめられた生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえ適切な対応を行うものとする。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応するなど柔軟かつ適切に対処する。

「いじめ」の中には、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮したうえで、早期に警察に相談・通報し、連携した対応を取る。

5 いじめの解消2要件

いじめが解消されているかどうかは、次の2つの要件を満たしているかで判断する。

- ① いじめに係わる行為が少なくとも3か月止んでいる状態が継続していること。
- ② 心身の苦痛を感じていないことが、本人および保護者に直接面談等を行うことで確認できたこと。

Ⅱ 学校における施策

1 学校の基本的施策

学校の基本的施策として、①道徳教育・人権教育や体験活動等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進等に取り組む。

また、個別のいじめへの対処については、①いじめの事実確認、②いじめを受けた生徒またはその保護者への支援、③いじめを行った生徒に対する指導またはその保護者への助言等の措置を行う。その際は、スクールカウンセラーや各関係機関と緊密に連携を取り、助言を得ながら対処する。特に、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると疑われるときには迅速に警察と連携して対処する。

2 学校の取組

学校は、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。
(詳細は別添1に記載する)

3 いじめの防止等の対策のための組織

学校は、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」として、学校におけるいじめの防止や早期発見、及びいじめへの対処等に関する措置を実効的・組織的に行うため、その中心的な役割を担う常設の組織である「いじめ防止対策委員会」を置く。
(詳細は別添2に記載する)

4 行動計画および年間計画

学校におけるいじめの防止や早期発見およびいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、行動計画および年間計画を作成し、推進する。
(詳細は別添3に記載する)

また、「いじめ防止対策委員会」が中心となって全教職員で点検し、より適切なものとなるように、必要に応じて見直し改善を図る。

5 重大な事態への対処

重大な事態(法第28条)への対処については、事実関係を明確にするための調査や市教育委員会への報告等、法や国の基本方針に基づき厳密に対処する。

6 学校いじめ防止基本方針の点検と見直し

より実効性の高い取組を実施するため、「学校いじめ防止基本方針」が、本校の実情に即して機能しているかを「いじめ防止対策委員会」を中心となって全教職員で点検し、より適切なものとなるように、必要に応じて見直し改善を図る。

(別添1) 学校の取組

1 学校の取組

(1) 教職員が一丸となって取り組む学校づくり

① 正義感や人権尊重の意識等の育成

全教職員が、それぞれの指導場面で時機を逸せず、毅然とした態度で指導し、豊かな情操と道徳心、人権尊重の精神、対人関係能力を育成する。

② わかる授業、魅力ある授業の創造

わかる授業、魅力ある授業となるように、学校一丸となった共通理解・共通実践を行い、生徒とつくる授業となるように改善をすすめる。その中で、「自己有用感」「共感的人間関係」「自己決定力」を育むとともに、授業における生徒指導面の充実を図る。

③ 道徳教育・人権教育や特別活動の充実

道徳教育・人権教育をより充実させ、「正義」と「思いやり」、「生命の尊重」などの心情を育む。また、特別活動の充実を図り、「いじめを見抜き、正しく対処する力」(情報リテラシーを養い、インターネットを通じて行われるいじめへの対処を含む)や「豊かな人間関係を育む力」を育成する。そして学校という社会、学級という集団の一員として自分がどうあるべきか、仲間とどう関わるべきかなどの意識を育てる。

④ 認め合い、相談でき、支え合える集団づくり

一人ひとりの違いに気づき、多様性を認め合い、悩んだり困ったりしたときには友だちに相談したり、悩んだり困ったりしている友だちに声をかけるなどして互いに支え合うことができる雰囲気になった学級や集団づくりに努める。

⑤ 生徒との信頼関係づくり

学級担任を始め全ての教職員が、日頃からあらゆる機会を通じて積極的に生徒に声をかけたり、具体的事実を認めその行為を褒めたりするなどして生徒に関わり続ける。これらを通じて「あなたのことを気にかけているよ」「あなたは大切な存在だよ」というメッセージを伝え続けることで、認められている、大切にされているという実感を生徒自身がもてるようにし、生徒から気軽に相談できるような信頼関係づくりに努める。

⑥ 生徒による主体的な活動の展開

学級活動や生徒会活動等において、「いじめ防止のための集会」や「いじめ撲滅週間」を設けたり、いろいろな機会での話し合い活動の充実を図ったり、あいさつ運動を始めとする日常活動を充実させる取組を進めたりして、生徒による主体的な活動の場を設けるとともに、生徒自らの手で問題解決に取り組む力が育つように指導、助言を行う。

(2) いじめの防止と早期発見

① 些細な変化を見逃さない取組

生徒の些細な変化を見逃さないように、挨拶や声かけを積極的に行うなどして生徒とのコミュニケーションに努める。また、随時教職員間での情報交換を密に行い、個々の生徒や学級や部活動、友だちなど集団の小さな変化について校内での共有を図ることで「いじめの芽」に迅速に対処できるようにする。さらに、日々の生徒の様子を関わった者を中心に全教職員で記録し適切に管理することで生徒の変化やその背景にあるものをより丁寧に分析し校内で共有できるようにする。

② 生徒・保護者へのアンケートの実施

全ての生徒に対して、アンケートなどを用いて、いじめをはじめとする生徒の悩みや訴えを早期に把握し校内で共有する。また、必要に応じて素早く聞き取りを行い組織対応することで状況の改善を図る。また、保護者にもアンケートなどの方法を用いて、家庭での見守りが充実するように努める。

③ 教育相談の実施

全教職員で行う。気にかかる生徒やいろいろな方法でサインを出している生徒には迅速に対応する。また、教育相談旬間などを設けるなどして定期的に全ての生徒に対して教育相談が実施できるようにし、生徒の心情に寄り添い、いじめをはじめとする悩みや課題を受けとめ共感的に理解するよう努める。

④ 定期的な情報交換会等の実施

全教職員が生徒の些細な変化や悩みについて情報を共有し、関連する情報の有無を確認したりその後のより多くの丁寧な見守りにつながるようにしたりするなど、より緻密に対処できるように、定期的に情報交換会やケース会議を設定し、組織的に指導、支援を行う。

(3) いじめが疑われる事案への対処

① 組織的な対応の徹底

日頃から「報告、連絡、相談、確認、記録」を徹底し、全教職員が速やかに情報を共有して対応できる体制を整備する。組織としていじめであるかどうかを判断し、対応する。この場合、一面的な解釈で対処しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡すること、教育的配慮のもとでケアや指導を行うことに留意する。

② 集団への働きかけ

いじめに気がつかなかった生徒やいじめがあるのに行動できなかった生徒を始め周囲の全ての生徒に対しても、臨時に学年集会や全校集会を実施するなど方法を工夫して対応することで、自分の課題として捉えることができるように取り組む。

③ スクールカウンセラーや各関係機関との連携

日頃からスクールカウンセラーや市教育委員会、各関係機関との連携を緊密に図る。いじめが発生した際は、迅速かつ適切に協働していじめの早期解決および事後のケアに取り組む。また、事案に対処した後も、その推移を報告・連絡・相談・確認・記録し、助言や協力を受けつつ適切なサポートとケアが図れるようにする。

④ 「いじめ問題指導支援記録簿」を運用、活用する。

生徒が在籍した小学校と連携し、当該記録簿等に基づき、必要となる情報は入学時に確実に引き継ぐ。また、入学後も継続して随時情報交換を行い、見守りや指導、ケアが途切れないようにする。

(4) いじめの解消に向けた取組

いじめ問題が生じたときは、法に基づき直ちに学校として組織的対応を行う。人権に配慮し、被害生徒の思いを丁寧に受けとめるとともに、客観的かつ詳細な事実確認の検証に基づき直ちに適切な対応を行う。そして、関係する生徒やその保護者が納得し、安心して学校生活を送れるように解消に向けた取組を開始する。

① 被害生徒やその保護者の立場に立ち、その思いや願いを、真摯に誠実な態度で受けとめるとともに、客観的かつ詳細に事実確認を行い、その検証を行う。

② 事案把握後は、直ちに「いじめ防止対策委員会」を開催して情報共有し、協議・検討したうえで、その具体的対応方針に基づいて、全教職員が個々の役割を確認し組織的に対応する。その際には丁寧にアセスメントを行う。

③ いじめが解消するまで、随時「いじめ防止対策委員会」を招集し、解消に向けての指導の経過の報告とより適切な対応となるようその方策について協議検討する。加えて、スクールカウンセラーや市の各関係機関や警察などに相談し助言を得ながら取組を進める。

④ 加害生徒には、自分がやったことを自分の言葉で話をさせ、自分がされたらどう思うかなどの指導を通して、自分の行為ときちんと向き合わせる。そして、その行為を客観的に理解させ、その認識を変えることに重きを置いた指導を行う。

⑤ 法を犯す行為に対しては、早期に警察等関係機関と連絡・相談し連携して対応する。

⑥ いじめが解消した後も、生徒の言動などに細心の注意を払いながら全校体制で見守りつつ、保護者との継続的な報告・連絡・相談・確認を行い続ける。

⑦ 卒業後は、被害生徒やその保護者の思い・考えを十分受けとめ理解したうえで、必

要となる情報をその進学先等に確実に引き継ぐ。

(5) 職員研修の充実

① 指導力の向上

生徒や保護者、地域から信頼される教職員を目指し、県や市が主催する研修会に参加するなど自ら積極的に研修を積み重ねることで、いじめとはこういうものだという固定的・断定的な判断に陥らないようにするなど個々の教職員の指導力向上を図るとともに、教職員集団の指導力、学校の組織力の向上を図る。

② 校内研修の充実

生徒や保護者の思いを十分に理解するための研修や、いじめの未然防止、早期発見、適切な対応のための研修など個々の教職員や学校としての対応力の向上が期待できる研修会を実施する。

2 家庭との連携

(1) 保護者と学校が一体となった学校づくり

学校の取組や生徒の様子を学校便りや学年・学級通信等で情報発信を行い、保護者会との協働をすすめ、保護者と学校が一体となった学校づくりを進めていく。

(2) いじめへの対応

保護者との連絡をより密にして、生徒の些細な変化や悩みを早期に気づき、保護者と協力しながらいじめの未然防止、早期発見に取り組む。

(3) 保護者会活動の促進

保護者アンケートを実施するなど教職員と保護者が生徒の様々な課題（情報リテラシーの育成とインターネットを通じて行われるいじめを含む）等に対して、共通認識をもてるように取り組む。

3 地域との連携

(1) 学校運営協議会との連携

学校運営協議会委員に対して、いじめ対策に係る取組状況について積極的に相談し、幅広い意見を求めるなど学校の取組内容を確認する。

(2) 地域への働きかけ

学校の取組や生徒の様子を学校便り等で積極的に地域へ情報発信を行い、生徒に関

する課題について、理解と協力を求める。

(別添2) いじめの防止等の対策のための組織(高島市立今津中学校)

<いじめ防止対策委員会>

いじめが疑われる事案に対して、特定の教職員が抱え込まない組織を作る。窓口(加配教員・生徒指導主事)を定め、管理職を含めた「いじめ防止対策委員会」を組織する。

《構成員》

校長、教頭、教務、加配教員、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、教育相談担当、養護教諭、学年主任、スクールカウンセラー等
(事案によって、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員、具体的には該当学年生徒指導教員や学級担任、部活動顧問教員などを追加する。)

《役割》

「いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中心的な役割を担う。具体的には、以下の役割を担うこととする。

- ① いじめの未然防止に関する事
- ② いじめの早期発見に関する事 (アンケート・教育相談)
- ③ いじめが疑われる事案に対する対応に関する事 (アセスメント、具体的対応等)
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深める。
- ⑤ いじめの解消に関する事

私たちは、「いじめ」を しない させない 見逃さない

教員 (いじめをぜったい許しません)

■いじめを許さない学校づくりに一丸となって取り組みます

- 「一人一人を大切に」「いじめを絶対に許さない」ことを全ての教育の要とします。
- 道徳の時間や総合的な学習の時間などの「心を育てる時間」の充実を図り、「人権と命を大切にする」気持ちや「正義」を貫く気持ちを育みます。
- 日々の自らの課題について学級や生徒会など、「みんな」で考え議論する時間を大切にして、「互いを高め合う集団づくり」を目指します。
- 生徒が「自ら課題を見つけ」「話し合い」「行動し」「振り返り改善する」ことによる「自治活動」を充実させ、生徒会の活動の活性化を図ります。

■未然防止と早期発見に努めます

- 学びを実感できる授業づくりを推進するため、授業改善に努めます。
- 学校生活を通じて挨拶や声かけを始め様々な方法で、教員が積極的に生徒の中に入っていき、個々の生徒や集団の変化にいち早く気づけるようにしていきます。
- 情報リテラシーや情報モラルについて学習する機会を設け、ネットいじめへの意識を高めます。
- 「振り返りシート」や「保護者SOS」などのアンケートを実施し、実態を把握したうえで指導に活かします。

■職員研修の充実を図ります

- 生徒や保護者の、背景にあるものも含め、その願いや思い、不安や悩みに寄り添い、理解を深めていくための研修を、スクールカウンセラーや各関係機関の協力も得て重ねていきます。
- 文部科学省や滋賀県教育委員会、高島市教育委員会からの通達や通知等を周知徹底するとともに、各地での事例を収集することで、有効な未然防止と早期発見、対応等について学ぶ機会を随時設定し学んでいきます。

■指導体制の強化に努めます

- 対応の遅れや抱え込みを防ぐために、教職員相互の報告・連絡・相談・確認を徹底していくとともに、被害生徒と保護者、加害生徒と保護者および関係する者への迅速かつ丁寧な対応と心に響く継続指導を組織的に行っていきます。そのために有効な組織体制にしていくための改善を随時進めていきます。
- 保護者との協働の関係を推進し、保護者間の連携を充実させるために有効な組織になるように随時改善していきます。

生徒 (いじめを絶対しません)

■いじめのない「安心・安全な学校」をつくります

- 自分のいろいろな気持ちを言葉で伝えられるようにします。
- 自分と同じように他の人もいろいろな気持ちをもっているということを理解していきます。
- みんなにとって「安心・安全な教室、学校」をつくらせていくために、自分から進んでかかわっていきます。言いたいことを伝えます。ほかの人の言葉にも耳を傾けます。

保護者 (いじめをさせない子に育てます)

■子どもを見守り、向き合います

- 子どもの些細な変化を見逃しません。
- わが子に「見守られている」という実感が味わえるようにかかわっていきます。

■保護者会活動を促進します

- 保護者会活動を通して保護者同士のつながりを深めます。
- 子育てについての研修の機会をもち、進んで参加します。

令和8年度 「ストップいじめ行動計画・年間計画」

(高島市立今津中学校)

月	教職員・児童生徒の取組や活動	保護者・地域の取組や活動
4	<ul style="list-style-type: none"> ■指導記録の引継、情報共有 【いじめ防止対策委員会、生徒指導委員会、職員会議・学年部会】 ■いじめ対策に係る共通理解 【いじめ防止対策委員会、生徒指導委員会、職員会議】 ■いじめ対策会議編成 【いじめ防止対策委員会、生徒指導委員会、職員会議】 ○学級びらき、仲間づくり、学級のルールづくり【学級活動】 ■●修学旅行に向けた学び、仲間づくり(3年生) □○修学旅行(3年生)の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ▲「ストップいじめ行動計画」についての協議 ◇いじめを許さない学校づくり年間計画 【学校運営協議会】
5	<ul style="list-style-type: none"> ●いじめを許さない学校づくり【学級活動・学友会総会】 □○学級会(みんなが安心・安全な学級)の実施 ■教育相談旬間 □○校外学習(2年生)を通した学年・学級づくりや仲間づくりのための取組 □○校外学習(2年生)の実施 ■●体育祭を通した明るく楽しい学級づくり・学校づくり 	<ul style="list-style-type: none"> △保護者への「ストップいじめ行動計画」についての説明と啓発【保護者会総会】 △◇体育祭への参加や参観、保護者参加種目【体育祭】
6	<ul style="list-style-type: none"> □○部活動を通した仲間づくり ■学びを実感できる授業づくりに向けた授業改善 ■道徳科の授業の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ▲保護者アンケート
7	<ul style="list-style-type: none"> ●情報リテラシーや情報モラルに関する講演会 ●夏季大会に向けた部活動の充実(仲間づくり) □1学期末保護者会 □生徒や保護者の意見の集約【学校評価】 	<ul style="list-style-type: none"> △1学期末保護者会 ◇1学期の反省と今後の取組についての協議 【学校運営協議会】学友会役員と協議
8	<ul style="list-style-type: none"> ■1学期のいじめ対策の点検と改善のための協議 【いじめ防止対策委員会、生徒指導委員会、職員会議・校内研修】 □○文化祭に向けた取組を通した学年・学級づくりや仲間づくりのための取組【学友会、学級会】【生徒指導委員会、職員会議】 ■いじめ対策に関する研修【職員研修】 ■情報リテラシーや情報モラルに関する研修会【職員研修】 □○新チームでの仲間づくり【部活動】 	<ul style="list-style-type: none"> △親子のふれあい強化月間【夏季休業】
9	<ul style="list-style-type: none"> ■●文化祭を通した明るく楽しい学級づくり、学校づくり □○文化祭に向けた取組 ■●琵琶湖周航の歌の歌碑探訪(1年生)を通した仲間づくり 	<ul style="list-style-type: none"> △◇文化祭への参加・参観【今中祭】
10	<ul style="list-style-type: none"> ■学びを実感できる授業づくりに向けた授業改善 ■道徳科の授業の充実 ■教育相談旬間 ●「いじめ撲滅週間」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◇1学期の反省を踏まえて、10月までの取組を協議 【学校運営協議会】
11	<ul style="list-style-type: none"> □人権意識啓発のための取組【学級活動・道徳】 ○職業体験学習(チャレンジウィーク)によるキャリア形成(2年生) 	<ul style="list-style-type: none"> ▲保護者アンケート
12	<ul style="list-style-type: none"> □生徒や保護者の意見の集約【学校評価】 ●いじめ撲滅推進活動(人権週間)【学友会、学年委員会】 □人権意識啓発のための取組【学級活動・道徳】 ■2学期のいじめ対策の点検と改善のための協議 【いじめ防止対策委員会、生徒指導委員会、職員会議・職員研修】 	<ul style="list-style-type: none"> △2学期末三者懇談会 △親子のふれあい強化週間【冬季休業】 ◇2学期の反省と今後の取組についての協議 【学校運営協議会】
1	<ul style="list-style-type: none"> ■●思い出に残る楽しい学級づくり、学校づくり ■学びを実感できる授業づくりに向けた授業改善 ■●夢トーク(1年生)に向けた取組 	
2	<ul style="list-style-type: none"> ■道徳科の授業の充実 ●夢トークを通してのキャリア形成(1年生) ■教育相談旬間 	<ul style="list-style-type: none"> ◇夢トークへの参加(1年生) ▲保護者アンケート
3	<ul style="list-style-type: none"> □情報共有、指導記録の引継 【いじめ防止対策委員会、生徒指導委員会、学年部会】 【小中連絡会・中高連絡会】 	<ul style="list-style-type: none"> ◇1年間の総括と今後の取組についての協議 【学校運営協議会】
年間を通して	<ul style="list-style-type: none"> ●「いじめアンケート」などの実施 □教職員による朝のふれあい活動【毎日】 □休み時間や昼休みの時間を使ったふれあい活動【毎日】 ■いじめ防止対策委員会による情報共有 (校長・教頭・教務・加配教員・生徒指導主事・教育相談担当・特別支援教育コーディネーター・養護教諭・学年主任) ■定期的な情報共有(全教職員)【毎月の職員会議】 ○学友会による朝のあいさつ運動 ○朝の会での健康観察、帰りの会での一日の振り返り【毎日】 □情報の発信【学校通信・学年通信・学級通信、HP、メール配信】 	<ul style="list-style-type: none"> ▲家庭でのあいさつ、「早寝早起き朝ごはん」の取組【毎日】 △授業や休み時間の過ごし方等の参観 △保護者会活動や学校行事への参加・参観の啓発

□:教職員の取組や活動 ○:児童生徒の取組や活動 △:保護者会の取組や活動 ◇:地域の取組や活動
(特に重点的に取り組む内容については、■、●、▲、◆とする。)